附則第四条の四第七項第二号中「及び附則第四条の六」を「から附則第四条の六の三まで」に、「「実施要領」を「燃費評価実施要領」に改め、「平成三十二年度燃費基準達成・向上達成レベル（」の下に「第十四項及び」を加え、「百二十」を「百三十」に、「平成三十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車」を「平成三十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車、平成三十二年度燃費基準四十パーセント向上達成車又は平成三十二年度燃費基準三十パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　法附則第十二条の二第二項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号ロ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準とする。

附則第四条の四第六項中「附則第十二条の二第二項第三号」を「附則第十二条の二第二項第三号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「附則第十二条の二第二項第三号」を「附則第十二条の二第二項第三号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「附則第十二条の二の二第二項第三号」を「附則第十二条の二第二項第三号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「附則第十二条の二の二第二項第二号」を「附則第十二条の二第二項第二号ロ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　車両総重量が三・五トン以下の自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三号）第五条の規定による認定（以下この条から附則第四条の六の三までにおいて「低排出ガス車認定」という。）を受けたものであること。

附則第四条の四第三項第二号中「定める」の下に「窒素酸化物の」を加え、「特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している」を「低排出ガス車認定を受けたものである」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「附則第十二条の二の二第二項第二号」を「附則第十二条の二第二項第二号ロ」に改め、同項第一号中「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下この条から附則第四条の六の二までにおいて「細目告示」という。）」を「細目告示」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法附則第十二条の二第二項第二号イに規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下この条から附則第四条の六の二までにおいて「細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号ロの基準とする。

附則第四条の五の見出しを「（法附則第十二条の二の二第二項のガソリン自動車等）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「附則第十二条の二の三第二項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第二項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車であること。

ロ　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車であること。

附則第四条の五第二項を同条第一項とし、同条第三項中「附則第十二条の二の三第二項第一号イ」を「附則第十二条の二第二項第一号ハ」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

一　次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車であること。

ロ　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車であること。

附則第四条の五第二項を同条第一項とし、同条第三項中「附則第十二条の二の三第二項第一号ロ」を「附則第十二条の二第二項第一号ロ」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

一　次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車であること。

ロ　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車であること。

附則第四条の五第三項を同条第二項とし、同条第四項中「附則第十二条の二の三第二項第一号ニ」を「附則第十二条の二の二第三項第一号ロ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車であること。

ロ　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車であること。

附則第四条の五第四項を同条第三項とし、同条第二項中「附則第十二条の二の三第二項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第三項第一号ロ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車であること。

ロ　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車であること。

附則第四条の五第五項を同条第四項とし、同条第三項中「附則第十二条の二の三第二項第一号ハ」を「附則第十二条の二の二第三項第一号ロ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「附則第十二条の二の二第二項第一号ロ」を「附則第十二条の二第二項第一号ロ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車であること。

ロ　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車であること。

附則第四条の五第六項を同条第五項とし、同条第四項中「附則第十二条の二の二第三項第二号イ」を「附則第十二条の二第三項第二号イ」に改め、「要件」の下に「（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）」を加え、同項第一号中「の(3)」の下に「の窒素酸化物及び粒子状物質の欄」を加え、「特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している」を「低排出ガス車認定を受けたものである」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「附則第十二条の二の三第二項第二号ロ」を「附則第十二条の二の二第三項第二号ロ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を次のように改める。

7　法附則第十二条の二の二第三項第二号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第百六十四項第一号に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

附則第四条の五第七項を同条第六項とし、同条第八項及び第九項を削り、同条第十項中「附則第十二条の二の三第三項第一号イ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号イ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

附則第四条の五第八項を同条第七項とし、同条第九項中「百二十以上百三十未満」を「平成三十二年度燃費基準達成車」を「平成三十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

附則第四条の五第九項を同条第八項とし、同条第十項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ハ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ハ」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車であること。

ロ　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

附則第四条の五第十項を同条第九項とし、同条第十一項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ホ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ホ」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車であること。

ロ　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

附則第四条の五第十一項を同条第十項とし、同条第十三項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車であること。

ロ　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

附則第四条の五第十二項を同条第十一項とし、同条第十四項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ヘ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ヘ」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車であること。

ロ　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

附則第四条の五第十三項を同条第十二項とし、同条第十五項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ト」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ト」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十七項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十八項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十九項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十一項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十二項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十四項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十五項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十六項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十七項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十八項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十九項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十一項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十二項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十三項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十四項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十五項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十六項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十七項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十八項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十九項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第四十項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十一項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十二項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第四十三項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十四項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十五項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十六項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十七項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十八項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第四十九項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第五十項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第五十一項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第五十二項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第五十三項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第五十四項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第五十五項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第五十六項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第五十七項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第五十八項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第五十九項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第六十項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第六十一項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第六十二項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第六十三項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第六十四項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第六十五項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第六十六項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第六十七項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第六十八項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第六十九項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第七十項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第七十一項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第七十二項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第七十三項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第七十四項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第七十二項とし、同条第七十五項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第七十三項とし、同条第七十六項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条第七十七項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第七十五項とし、同条第七十八項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第七十六項とし、同条第七十九項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第七十七項とし、同条第八十項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第七十八項とし、同条第八十一項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第七十九項とし、同条第八十二項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第八十項とし、同条第八十三項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第八十一項とし、同条第八十四項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第八十二項とし、同条第八十五項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第八十三項とし、同条第八十六項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第八十四項とし、同条第八十七項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第八十五項とし、同条第八十八項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第八十六項とし、同条第八十九項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第八十七項とし、同条第九十項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第八十八項とし、同条第九十一項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第八十九項とし、同条第九十二項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第九十項とし、同条第九十三項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第九十一項とし、同条第九十四項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第九十二項とし、同条第九十五項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第九十三項とし、同条第九十六項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第九十四項とし、同条第九十七項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第九十五項とし、同条第九十八項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第九十六項とし、同条第九十九項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第九十七項とし、同条第百項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第九十八項とし、同条第百一項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第九十九項とし、同条第百二項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百項とし、同条第百三項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百一項とし、同条第百四項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百二項とし、同条第百五項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百三項とし、同条第百六項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百四項とし、同条第百七項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百五項とし、同条第百八項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百六項とし、同条第百九項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百七項とし、同条第百十項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百八項とし、同条第百十一項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百九項とし、同条第百十二項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百十項とし、同条第百十三項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百十一項とし、同条第百十四項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百十二項とし、同条第百十五項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百十三項とし、同条第百十六項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百十四項とし、同条第百十七項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百十五項とし、同条第百十八項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百十六項とし、同条第百十九項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百十七項とし、同条第百二十項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百十八項とし、同条第百二十一項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百十九項とし、同条第百二十二項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百二十項とし、同条第百二十三項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百二十一項とし、同条第百二十四項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百二十二項とし、同条第百二十五項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百二十三項とし、同条第百二十六項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百二十四項とし、同条第百二十七項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百二十五項とし、同条第百二十八項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百二十六項とし、同条第百二十九項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百二十七項とし、同条第百三十項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百二十八項とし、同条第百三十一項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百二十九項とし、同条第百三十二項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百三十項とし、同条第百三十三項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百三十一項とし、同条第百三十四項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百三十二項とし、同条第百三十五項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百三十三項とし、同条第百三十六項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百三十四項とし、同条第百三十七項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百三十五項とし、同条第百三十八項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百三十六項とし、同条第百三十九項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百三十七項とし、同条第百四十項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百三十八項とし、同条第百四十一項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百三十九項とし、同条第百四十二項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百四十項とし、同条第百四十三項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百四十一項とし、同条第百四十四項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百四十二項とし、同条第百四十五項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百四十三項とし、同条第百四十六項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百四十四項とし、同条第百四十七項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百四十五項とし、同条第百四十八項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百四十六項とし、同条第百四十九項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百四十七項とし、同条第百五十項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百四十八項とし、同条第百五十一項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百四十九項とし、同条第百五十二項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百五十項とし、同条第百五十三項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百五十一項とし、同条第百五十四項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百五十二項とし、同条第百五十五項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一号ロ」に改め、同項を同条第百五十三項とし、同条第百五十六項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の二第四項第一